



ネット時代の音楽産業

前川 徹 早稲田大学国際情報通信研究センター
E-mail: tfm@zf6.so-net.ne.jp

Napsterと音楽業界

米国では、インターネットを利用して音楽ファイルを無料で交換するソフトウェアが大流行している。新聞でも取り上げられるようになったので、ご存じの方も少なくないだろう。利用者がすでに1,000万人を超えたと言われている代表的ソフトであるNapsterは、サーバから専用ソフトをダウンロードして、自分が提供できる音楽ファイルを登録し、利用者相互に音楽ファイルを交換するという仕組みである。サーバに自分の聞きたい曲名を入力すると、サーバがその曲を提供できる登録利用者を検索して、その利用者のパソコンから音楽ファイルをダウンロードできる。これを使えば、インターネット上で音楽ファイルを自由に(かつ無料で)交換できる。

こうした仕組みで交換されている音楽のほとんどはMP3形式で圧縮されているので、4分程度の曲なら最新のモデムで10分程度、ADSL (Asymmetric Digital Subscriber Line) モデムやケーブルモデム利用者なら数秒から1分程度でダウンロードでき、音質もCD並みで、パソコンだけでなく、最近流行のメモリ蓄積型の携帯型プレーヤーで聞くことができる。

問題は、著作権である。交換されている音楽ファイルが自作自演の曲や、パブリックドメインのものなら何の問題もないのだが、多くは市販されているCDなどに収録されている曲なのである。

全米レコード産業協会 (RIAA: Recording Industry Association of America) は、1999年12月に音楽ファイルの交

換を容易にすることによって大規模な著作権侵害を招いているとしてNapster社を訴え、さらに2000年6月にはサンフランシスコの連邦地裁に同社のサービス停止の仮命令を求める申し立てを行った。

RIAAの訴えに対して、Napster社は音楽ファイルを利用者が交換するプラットフォームを提供しているだけなので、訴訟を受け付けないようにと裁判官に要請した。しかし、裁判官は、Napster社が著作権法に違反した利用者のアクセスを禁止するという方針を掲示せず、かつその方針を実行していなかつたとして同社の要請を却下した。

Napsterを攻撃しているのはレコード業界だけではない。ヘビーメタル系ロックバンドのMetallicaは、2000年5月に著作権を侵害されたとして、Napster社とエール大学、南カリフォルニア大学、インディアナ大学を訴えているし、ラップのDr.Dreも自分たちの曲をディレクトリから削除しないと訴訟を起こすと警告している。ちなみに、エール大学とインディアナ大学はすぐに学内からNapsterのサーバへのアクセスを禁止する措置をとっており、Metallicaは2つの大学に対する提訴を取り下げている。すでに全米の120を超える大学が、Napsterの利用を禁止している。

一方、Metallicaの訴えに対してNapster社は、Metallicaの曲を交換していたとみられる約32万人に対してサービスを停止したのだが、今度は、その利用者の一部が、著作権を侵害するような行為をしていないのに利用を停止されたとNapster社を非難

する騒ぎになっている。

本当に音楽産業にとってマイナスなのか

米国のレコード産業界は、Napsterのような音楽ファイルを交換するソフトが、CDの売上げに悪影響を及ぼしているという。1つの根拠が、VNU Entertainment Marketing Solution社が実施したレコード店におけるCDの売上げ調査である。これによれば、全米での2000年第1四半期の売上げは1997年同期と比べて20%も増加しているのに、大学から半径5マイルにある店に限定すると、伸び率は6.9%と大幅に低下し、1998年、1999年の同時期に比べると伸び率がマイナスになるというのである。

しかし、CDを含むレコード産業の1999年の市場規模は146億ドルであり、前年と比べて6.3%も拡大している。CDだけに限れば、販売枚数は10%以上増加し、売上げも12%増加している。実は、上記のVNU社の調査対象には、インターネット上でCDなどを販売しているサイバーショップが含まれておらず、ネット上で購入されたCDの売上げが除外されているため、インターネット利用比率が高い大学周辺でのCDの売上げが減少しているように見えるのではないかとの批判もある。

さて、インターネット上の音楽ファイルは、音楽産業にとって本当にマイナスなのだろうか。

2000年6月、知的所有権について議論している下院司法小委員会において、デジタルメディア協会のジョン・ポーター理事は、インターネ

ット上のダウンロード可能な音楽や、ストリーミング技術（動画や音声のマルチメディア・データをリアルタイムで再生する技術）によって流されている音楽は、CDの販売による影響をもたらしているのではないかとの証言を行った。その根拠になっているのが、13歳から39歳の米国人1万6,000人を対象に行われた調査結果である。調査対象は、1週間に10時間以上音楽を聴き、過去半年に少なくとも25ドルの音楽製品を買った人たちなのだが、オンラインで最初に聞いた曲をCDで購入したことのある人は59%である。つまり、インターネットで音楽を聴いていたから売れたCDが相当枚数あるということを示唆している。ラジオは人気のある曲しか流さない。「だからリスナーはウェブ上の音楽をチェックして、好きな曲があればそれを買おうとするのだ」とポター理事は述べている。

ミュージシャンの中にもNapsterを支援するグループがある。ハードロックバンドのLimp BizkitはNapsterと提携して、7月から全米でコンサートツアーを開始する予定であるし、別のロックバンド、The Offspringは自分たちのウェブサイトでNapster社とその技術を応援するというメッセージを載せている。

Gnutella

さて、この騒動はどのような結末を迎えるのだろう。おそらく過去に、友人同士でCDを貸し借りした個人が著作権侵害で訴えられた事件はなく、レコード業界もそうした行為を問題にしたことではない。Napsterのサーバは音楽ファイルを蓄積しているわけではなく、誰がどんな音楽ファイルを持っているかというディレクトリを管理しているだけであり、音楽ファイルは個人のパソコン間で交換される。しかし、見方を変えれば、音楽ファイルの交換と言いつつ、実際は違法コピーされたMP3ファイル

がやり取りされており、明らかに違法であるとも報道されている。

さらに、Napster社とそのサービスが違法かどうかは、もはや問題ではないという指摘もある。もし仮に裁判の結果、Napster社のサーバが閉鎖になっても、インターネット上の音楽ファイルの交換に終止符が打たれるわけではないからである。

たとえば、Gnutellaと呼ばれるファイル交換ソフトウェアは、サーバを必要としない。Gnutellaの接続方式はインターネットそのものがモデルである。Gnutellaを立ち上げると、他のGnutellaが動いているコンピュータに接続される。そのコンピュータは他のコンピュータに接続されていて、ちょうど数珠繋ぎになって相互に接続され、どのコンピュータもファイルを交換できる。サーバがないということは、インターネット上で誰が誰と音楽ファイルを交換しているのかを突きとめることは困難であるし、そのサービスを停止させることも事実上不可能になる。おまけにGnutellaはオープンソース・ソフトウェアで、誰かが圧力をかけて開発やサービスを中断できるものではない。

誰の権利をどうやって守るのか？

インターネットでは情報はすべて無料になる。そう主張する人たちからすれば、音楽ファイルを無料で自由に交換できるNapsterやGnutellaは、素晴らしいソフトウェアであるに違いない。しかし、一方でコンテンツ作成者に対する見返りがなくなってしまえば、優れたコンテンツを作る人がいなくなるのではないかという問題もある。

インターネットによって音楽産業の形態が大きく変わろうとしている時に、古いビジネスにしがみついている人たちを守る必要はないが、コンテンツの作成者の権利は守る必要がある。

もちろん、自分の作品を無料で公開してもよいと思う人もいるだろうが、そうでない人もいる。コンテンツの見返りとして求めるものは、人それぞれ異なっていて当然だと思う。お金かもしれないし、名声や周囲の人からの尊敬かもしれない。そこには選択の自由があるべきだろう。

さて、では解決策はあるのだろうか。道は3つあるように思う。

第1は、作成者の権利を侵害する行為からデジタル・コンテンツを保護する機能を技術的に実現することである。暗号技術と認証技術をうまく使えば実現できるだろうが、問題は使い勝手のよいものが実現できるかどうかである。複雑な仕組みは利用者から受け入れられないだろう。

第2は、対価の支払いは利用者に任せるという方法である。もちろん、どんな優れたコンテンツでもお金を払わないという利用者はいるだろうが、進んで対価を支払うという利用者もいる。すべてのインターネット利用者が「情報は無料であるべきだ」と主張しているわけではない。米国のある調査会社が実施した調査では、Napsterを利用する大学生の過半数が、サービス利用料金として月額15ドルまでなら支払ってもよいと考えているという。

第3は、利用者にとっては無料であるが、コンテンツ作成者には応分の報酬が支払われるという仕組みを作ることである。実は、利用料が無料だからといって、コンテンツ作成者が無報酬になるわけでもない。たとえば、新聞社や出版社、テレビ局などのウェブサイトでは無料で情報が得られるが、そのコンテンツ作成者の多くは報酬を得ている。また身近な例では、民間テレビ局の放送は無料で視聴できるが、その出演者などのコンテンツ関係者は相応の報酬を得ている。そんな仕組みをインターネット上に実現すればよい。

さて、良いアイデアはないだろうか。

(平成12年6月29日受付)